

第1回検討会での主な意見（認定基準の検討に係る部分を抜粋）

主な意見及び質問	項目
山口県は、生産地に着目した制度であり、実技では有毒部位の除去（身欠きフグまでの処理）を要件としている。（山口県）	認定要件の範囲
東京都では、有毒部位の除去のほか、調理までを要件としている。（東京都）	認定要件の範囲
大阪府では、生産地で鑑別が行われたフグを受け入れることを前提としており、魚種鑑別は要件としていない。また、調理は要件としていない。（大阪府）	認定要件の範囲
魚種鑑別は、生産・出荷地でより厳しくする必要があるのではないか。（佐藤委員）	フグの種類鑑別
魚種の鑑別にあたっては、写真だけでなく、棘の有無も重要である。（佐藤委員）	フグの種類鑑別
日本海側ではトラフグとマフグの交雑種が多く出現する。疑わしいフグは流通に乗せないことが重要であり、産地でどれだけ排除できるかが重要である。（佐藤委員）	フグの種類鑑別（交雑種）
<p>フグの漁獲量について、種類ごとのデータを見る必要があるのではないか。（松浦委員）</p> <p>→ 農林水産省に照会したところ、ふぐ類（とらふぐ、まふぐ、からす、ひがんふぐ、しょうさいふぐ、さばふぐ（とらふぐ属、さばふぐ属））として調査しており、その内訳は把握していないとのことであった。</p>	

本日のヒアリング内容

1. 現行のフグ処理者の認定基準の内容及び考え方 (白銀委員、永淵委員、西岡委員)

- フグ処理者になるための講習会の受講又は試験の受験の資格
- フグ処理者を認定する際に求める要件

2. フグ処理者の認定基準に関する意見 (亀井委員)

- フグ処理者になるための講習会の受講又は試験の受験の資格
- フグ処理者を認定する際に求める要件

3. 交雑フグの鑑別

(国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
生物生産学科資源増殖学講座 高橋洋先生准教授)

- フグ処理者を認める際に必要な交雑種の鑑別の知識・技術